

主 文

- 1 債権者と債務者との間の神戸地方裁判所令和3年(ヨ)第248号株式交換差止等仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和3年11月22日にした仮処分決定を認可する。
- 5 2 申立費用は債務者の負担とする。

理 由

第1 申立ての趣旨

- 1 債権者と債務者との間の神戸地方裁判所令和3年(ヨ)第248号株式交換差止等仮処分命令申立事件について、同裁判所が令和3年11月22日にした仮処分決定を取り消す。
- 10 2 債権者の上記仮処分命令の申立てをいずれも却下する。
- 3 申立費用は債権者の負担とする。

第2 事案の概要(以下、別紙「略語表」記載の文言を使用する。)

基本事件は、債務者の株主である債権者が、債務者とイズミヤ及び阪急オアシスとの間で行われる令和3年12月1日を効力発生日とする株式交換(本件各株式交換)には、同年10月29日に開催された債務者の臨時株主総会(本件総会)において行われた、本件各株式交換契約の承認決議(本件決議)に、決議の方法の法令違反及び著しい不公正という決議の取消事由(会社法831条1項1号)があるという法令違反(会社法796条の2第1号)があり、これにより債務者の株主が不利益を受けるおそれ(同柱書)があると主張して、債務者に対し、株式交換差止請求権を被保全権利として、本件各株式交換の仮の差止めを求めた事案である。

神戸地方裁判所は、基本事件における債権者の申立てを相当と認め、債権者に1億5000万円の担保を立てさせて、令和3年11月22日、これらを認容する決定をしたところ、債務者が、同月24日、保全異議の申立てをした。

1 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠により容易に認定できる事実は、別紙「前提事実」のとおりである。

2 争点

- 被保全権利

5 ア 本件決議には、決議の方法に法令に違反し、又は著しく不公正なとき（会社法 831 条 1 項 1 号）という瑕疵があるか（争点 1）

 イ 本件決議の瑕疵をもって、本件各株式交換に法令違反（会社法 796 条の 2 第 1 号）があるといえるか（争点 2）

10 ウ 債務者の株主が不利益を受けるおそれ（会社法 796 条の 2 柱書）があるといえるか（争点 3）

- 保全の必要性（民事保全法 23 条 2 項）（争点 4）

3 当事者の主張

- 争点 1（決議の方法の瑕疵）について
（債権者の主張）

15 本件決議の方法は、法令に違反し、かつ、著しく不公正なものである。

 ア 本件株主は、棄権する旨の意思を表示した。

 ・ 本件株主の代表取締役である B は、本件総会において、マークを記入しないまま本件投票用紙を提出した。本件総会において、債務者（議長）は、採決手続の明確性・客観性を担保するために本件投票用紙を用いた投票により採決を行うことを決定し、株主に対し、本件投票用紙に明記する方法及び本件総会の議場において案内する方法により、マークを記入しないまま本件投票用紙を提出した場合は棄権（実質的に反対と同じ効果をもたらすもの）として取り扱う旨の説明を繰り返し行って周知し、その取扱いを前提に投票を行った。そして、当該取扱いによるものとして投票を行った以上、株主は、本件投票用紙を用いた投票により株主意思が正確に反映されることを予見し期待するものであるから、議長は、個々の株主による議

20

25

5 決権行使を自らの定めた方法により画一的・統一的に取り扱う必要がある。そのため、議長が事前に提出された委任状及び職務代行通知書の記載、本件投票用紙の回収時の発言といった本件投票用紙に表れていない事情を斟酌することによって、本件株主による投票の内容を解釈することは許されない。

したがって、Bによるマークを記入しないまま本件投票用紙を提出する行為は、本件株主による棄権の意思表示とみるほかない。

- 10 • Bが本件総会に出席したことにより、本件株主が事前に提出した委任状及び議決権行使書は撤回されており、その効力が復活することはない。そのため、本件総会において、本件株主が事前に提出した委任状に基づく議決権行使がされることはあり得ない。
- Bは、本件総会において本件株主が有する議決権行使に関する包括的権限を有しており、その権限に制限は加えられていない。よって、Bの行為について、権限の逸脱による無効を考える余地はない。

15 また、本件総会の議場において議決権行使の方法について繰り返し説明がされ、Bもその説明を聞いていたことからすれば、本件投票用紙の提出による議決権行使に当たってBに錯誤はなく、仮に錯誤があるとしても、それはいわゆる動機の錯誤というべきである。そして、Bは、当該議決権行使の基礎とした事情を表示しておらず、錯誤に陥ったことに重大な過失
20 がある。しかも、債務者は、Bが錯誤に陥っていることは知らず、かつ、知らないことに重過失はないから、Bによる上記議決権行使に係る意思表示は、取り消し得るものではない。さらに、Bは、自らの議決権行使に係る意思表示を取り消す旨の意思表示をしていない。よって、Bの行為が錯誤により取り消し得るともいえない。

25 仮に、何らかの理由によりBによる議決権行使の意思表示が無効として取り扱われることがあるとしても、本件株主は本件総会に出席しており、

前記・のとおり、本件株主が事前に提出した議決権行使書及び委任状は撤回され、その効力が復活することはない。よって、それらの書面による意思表示が本件株主の議決権行使として採用される余地はなく、本件株主の議決権行使は、不行使として取り扱われるべきである。

5 イ 本件株主が行った議決権行使の内容を賛成と訂正されたものとして取り扱うことは許されない。

本件総会当日における株主の議決権行使は、本件投票用紙の提出により完了しており、議決権行使の内容は、遅くとも、株主の議決権数を確定させる趣旨で行われる議場閉鎖が解除された時点以降は、変更、撤回することができない。そして、Bが受付を訪れ、本件株主による議決権行使に関する申出をしたのは議場閉鎖が解除された後のことであり、この時点においてBは自らの議決権行使の内容を訂正することはできず、債務者の側からそれを認めることも議長の裁量の範囲を逸脱するものであって許されない。また、本件総会の投票結果の集計については、午後3時10分頃に最終的な集計作業が完了しており、遅くとも午後3時10分時点では決議が成立していたのであるから、Bが上記申出をした午後3時40分に議決権行使の内容を訂正することが認められる余地はない。

15 ウ 以上のとおり、Bの投票により本件株主が行った議決権行使は棄権として取り扱われるべきものであるにもかかわらず、これを投票用紙に表れていない事情を踏まえて賛成と解釈すること若しくは撤回された委任状や議決権行使書に基づき賛成の議決権行使がされたものとして取り扱うこと、又は本件株主についてのみ取扱いの変更を認め、賛成と訂正されたものとして取り扱うことは、恣意的に特定の株主の議決権行使の内容を現経営陣に有利になるよう取り扱うことをもって、株主総会の決議の結果を歪曲するものであり、株主総会決議の公正性、株主間の平等、決議の安定性を図ろうとする会社法の趣旨に反し、議長の裁量の範囲を逸脱するものである。

そうすると、本件決議の方法は、法令に違反するものであり、かつ、著しく不公正なものである。

(債務者の主張)

5 争う。本件決議の方法は、法令に違反するものではなく、著しく不公正なものでもない。

ア 本件株主は、本件議案に賛成する旨の意思を表示した。

- Bは、本件総会において本件投票用紙を提出するに当たり、本件議案に賛成する旨の意思を表示した。

10 本件株主は、本件総会に先立ち、賛否表示欄の全ての「賛成」欄に「○」を付した議決権行使書及び委任状を債務者に提出し、Bをして本件総会の全ての議案に賛成する旨の記載のある職務代行通知書を本件総会の会場に持参させ、本件議案に賛成する旨の意思を表明していた。また、Bは、本件総会においてマークを記入しないまま本件投票用紙を提出したが、提出する際、回収担当者に対し、事前に議決権行使書を発送した旨を告げるとともに、受付で受け取った投票用紙の左上部に記載された受付番号を指

15 で示しながら後で受付番号を突き合せれば分かる旨を述べ、投票終了後は、検査役に対し、議決権行使書及び委任状に記載のと通りの議決権を行使する意思であった旨を説明している。

20 このように、本件株主は、本件総会に先立ち、議決権行使書等を提出したときから決議の成立に至るまで一貫して本件議案に賛成する旨を表明していることからすれば、Bの真意は本件議案に対して賛成の議決権行使をするというものであり、上記のBによる発言とともにされたマークを記入しないまま本件投票用紙を提出する行為は、議決権行使書等に記載のもの

25 と同一の内容の議決権を行使する旨、すなわち本件議案に賛成の意思を表示したものとは解することができない。そして、そのように解するのが、一般的な意思表示の解釈に適うというべきであり、また、議決権行使

の内容を判定するに当たって株主意思を正確に反映させることを可能とし、株主の期待に沿うというべきである。

- 本件株主は、委任状に基づき、本件議案に賛成する旨の意思を表示した。

5 Bは、本件総会の受付において本件総会に出席する旨を述べたが、本件投票用紙を提出する際、回収担当者に対し、事前に議決権行使書を発送したので本件投票用紙に記入をしないまま提出してよいかを尋ねている。Bの当該発言は、自らは本件総会において議決権行使を行わない旨の意向を示すものであって、本件株主が事前に行った委任状による代理権授与を撤回せず、委任状記載のとおり代理人に議決権を行使させる意思を表したものと解すべきである。

10 そうすると、Bが本件総会に出席した事実があったとしても、本件株主の委任状による代理権授与は撤回されておらず、本件株主の有する議決権は、債務者が本件株主から取得した委任状の受任者である株主によって委任状記載のとおり行使されているのであるから、本件株主は、委任状に基づき、本件議案に賛成する旨の意思を表示している。

- 本件株主は、議決権行使書に基づき、本件議案に賛成する旨の意思表示をした。

15 仮に、Bによるマークを記入しないまま本件投票用紙を提出する行為が棄権の意思表示をするものとして取り扱われることがあったとしても、Bは本件議案に対する議決権行使に関して代表権を制限されており、債務者はBによる代表権の逸脱につき悪意であったから、Bによる上記行為は、本件総会における議決権行使に関して本件株主からBが付与された権限を逸脱するものであって無効である。

20 また、Bによる上記行為による意思表示は、対応する意思を欠くものであって取り消されるべき錯誤があり、当該錯誤は、Bの重過失によるものではない。そして、Bは、債務者に対し、本件投票用紙の記載内容をもつ

て棄権と扱われることは自らの意図とは異なる旨を申し出て、当該意思表示を取り消した。

このように、Bによる議決権行使の効力は無効であり、又は取り消されて効力を失ったことから、本件株主は、本件議案との関係では本件総会を欠席したものと取り扱われる。そして、本件株主が本件総会を欠席したものと取り扱われる以上、本件株主は、前記・のとおり、事前に提出した委任状により本件議案に賛成する旨の意思を表示したものと取り扱われるべきであり、仮に、委任状に基づく議決権行使がされていないと解されるとしても、議決権行使書の内容のとおり本件議案に賛成する旨の意思を表示したものと取り扱われるべきである。

イ 仮に、本件株主による投票時の表示内容が棄権と取り扱われることがあるとしても、当該表示は、決議の成立までの間に賛成に訂正されたというべきである。

株主総会の採決方法は議長の合理的な裁量に委ねられており、決議成立前に投票した株主による議決権行使の訂正を認めるか否かも、議長の合理的な裁量に属する事項である。そして、Bから、本件株主は本件総会の全ての議案に賛成の意思を有しているが、投票に際し、マークを記入しないまま本件投票用紙を提出してしまい、本件株主の議決権行使に係る意思を投票用紙に正しく表示することができなかつた旨の申出を受け、議長において、Bが投票用紙を提出する際、事前に議決権を行使している、後で番号を確認すれば分かるなどと述べていた事実を踏まえ、Bによる投票を賛成として扱ったことは、株主意思を適切に取り扱い、これを正確に決議に反映させるものであって、議長の合理的な裁量の範囲に属する行為というべきである。

なお、本件総会において、議場閉鎖解除後における訂正を認めない取扱い
は行っておらず、株主に対してその旨の案内もされていない。また、本件総
会において、Bのほかに議決権行使の取扱いに関する申出を行った株主が存

在しなかったことからすれば、本件総会において議長の行ったBの投票に係る本件株主の議決権行使について訂正を認める取扱いに関して株主平等の原則が問題となることはない。

ウ 以上のとおり、議長は、本件決議において、本件株主の意思に従い、本件株主が本件議案に賛成したものと取り扱っているものであり、本件決議の方法は、法令に違反するものではなく、著しく不公正なものでもない。

• 争点2（本件各株式交換の法令違反）について

（債権者の主張）

本件各株式交換は、株主総会の承認決議を欠くものであり、法令違反（会社法796条の2第1号）がある。

（債務者の主張）

争う。会社法796条の2第1号に定める「法令又は定款」の違反の要件を充足するには、少なくとも対象となる組織再編に係る株式総会決議について会社法831条1項1号の定める取消事由のうち、決議の方法が法令に違反することが認められる必要があるが、債権者は、本件決議の方法がいかなる法令に違反するかについて、何らの主張も行っていない。

• 争点3（債務者の株主が不利益を受けるおそれがあるといえるか）について

（債権者の主張）

本件各株式交換の効力が発生すれば、債権者を含む債務者の既存株主の保有する債務者の株式には約11.2%の希薄化が生じることから、既存株主には、従前は行使できたはずの少数株主権を行使できなくなったり、支払を受けることのできる1株当たりの配当額が下がったりする不利益を受けるおそれがある。また、市場は本件経営統合を消極的に評価しており、本件経営統合が実現することとなれば、債務者の株主が保有する株式の市場価格が更に下落するおそれすらある。さらに、本件各株式交換の効力発生により債権者は債権者提案を実現する機会を失うことになるため、債務者の株主は、債権者提案に係る価

格で債務者の株式を売却する機会を喪失する不利益を受けるおそれもある。

(債務者の主張)

争う。特別委員会は、本件経営統合について、①債権者提案より、本件経営統合による方が債務者の事業の発展可能性が大きく、債務者の企業価値を向上
5 させていくことができる、②取引条件の妥当性が確保され、かつ、公正な手続
が実施されており、債務者の少数株主にとって不利益なものではない、③本件
経営統合の交換比率も妥当であると判断している。そして、妥当な交換比率に
よって本件経営統合が行われ、株式の経済的価値に希薄化が生じない以上、本
件経営統合により株主の議決権割合が希薄化することは株主にとって不利益
10 となるものではない。また、本件経営統合が債務者の企業価値を向上させるも
のであることからすれば、債権者の指摘する、1株当たりの配当額が下がるお
それ、株式の市場株価が下落するおそれ、抽象的な可能性を指摘するもの
にすぎない。さらに、債権者の指摘する債権者提案の実現が不可能になること
についても、そもそも実施されるかさえ不明確な提案に基づく株式の売却機会
15 の喪失をいうものにすぎず、株主が不利益を受けるおそれに該当するものでは
ない。

・ 争点4 (保全の必要性) について

(債権者の主張)

債権者は、債務者に対し、本件各株式交換の差止請求訴訟を提起すべく準備
20 中であるが、本件各株式交換の効力発生日までに同訴訟の判決が確定しないこ
とは明らかである。本件各株式交換の効力発生後は、差止請求自体が無意味と
なる上、本件各株式交換により債権者は前記・(債権者の主張) のとおり損害
を被るのであり、仮処分による保全の必要性がある。

(債務者の主張)

争う。前記・(債務者の主張) のとおり、本件経営統合により債権者が不利
25 益を受けるおそれはない。むしろ、本件株主を含め、3分の2以上の株主が賛

成している本件各株式交換を仮に差し止めることは、本件経営統合に向けて既に動き出している債務者にとって、本件経営統合によるシナジーを早期に実現する機会を奪われ重大な不利益となるばかりか、市場にも多大な混乱を生じさせることとなり、債務者の今後の企業価値の向上の妨げになるとともに、本件
5 総会において示された債務者の株主の意思に反する結果となる。

したがって、債権者の申立てに係る仮処分命令が発せられることによって債務者が受ける不利益は、債権者の受ける不利益に比して甚大であり、債権者に生ずる著しい損害又は急迫の危険を避けるために本件各申立てに係る仮処分命令を発する必要があるとはいえず、保全の必要性はない。

10 第3 当裁判所の判断

1 争点1（決議の方法の瑕疵）について

(1) 議場における議決権行使の方法について

株主総会に出席した株主（以下「出席株主」という。）による議決権行使の方法について、会社法は特段の規定を設けていない。したがって、会社は、出席
15 株主が特定の方法によって議決権を行使することを予め定めることができる。さらに、決議要件の充足が議決権行使書面等の事前の議決権行使によって明らかでない場合には、会社は、株主総会の決議方法の公正さを確保するために、出席株主による議決権行使の方法を予め定めておく必要があるが、その際会社が定める議決権行使の方法は、会社法の定める決議要件（会社法309条）の
20 充足を客観的に判断することができ、かつ、会社が恣意的に出席株主による議決権行使の結果を操作できない仕組みでなければならない。

本件総会において、債務者は、議場における議決権行使の方法として、正確性を期すため、本件投票用紙を用いたマークシートによる投票を採用した。また、債務者は、出席株主が本件投票用紙により行使した議決権行使の取扱いについて、①マークを記入しないまま本件投票用紙を提出した場合には「棄権」、
25 すなわち、出席議決権数（可決要件の計算における分母）には算入するが、議

案に対する賛成には含めないこととし、②本件投票用紙を提出しない場合には「不行使」、すなわち、出席議決権数にも算入しないことを定めた。その上で、債務者は、a. 本件総会の議場における議決権行使の方法として、本件投票用紙を用いたマークシートによる投票を採用すること及び、b. マークを記入しないまま本件投票用紙を提出した場合又は不提出の場合に上記①②の取扱いをすることについて、出席株主に対し、受付時に渡した本件投票用紙に明記するとともに、議長が質疑応答を打ち切って議案の採決に移る際にも、議場に数か所設けられたスクリーンを併用して前提事実8(1)の内容どおり説明したものであり、これについて、出席株主から異議が述べられることはなかったことが認められる。さらに、債務者は、議決権総数を確定するため議場を閉鎖した後、出席株主に本件投票用紙への記入を促す間にも、マークシートの記入方法とマークを記入しない投票用紙の提出・不提出の取扱いについて、議場内アナウンスにより繰り返し告知していたことが認められる(前提事実5(2), 同8(1), 疎甲10の1~4, 乙10の1, 2)。

本件投票用紙を用いたマークシートによる投票という議決権行使の方法は、決議要件の充足が客観的に判断可能となり、かつ、会社が恣意的に出席株主による議決権行使の結果を操作することを困難にする方法と評価することができる。したがって、議長がこのような方法により議決権を行使することを出席株主に宣言したことによって、出席株主には、本件総会の議決事項については、本件投票用紙へのマークの記入及び用紙の提出・不提出という客観的な事実のみに従って決議要件の充足が判断されるという期待が生じることとなり、かかる採決方法に対し、出席株主から異議等の申出がなかったことにより、全ての出席株主が、本件投票用紙による投票以外の方法によっては議決権を行使することができないという制約に同意したものと解するのが相当である。そして、債務者が議場を閉鎖した上で出席株主に投票用紙への記載を求めた上、投票用紙の回収を行い、回収完了後に議場閉鎖を解除するという取扱いをした場合、

そのようにしてなされた議決権行使の内容を後で覆すことは誰も想定していないのであり、出席株主には、公正な決議を確保するという観点から、遅くとも議場閉鎖が解除された後は、全ての株主について、いったん行われた議決権行使が撤回されたり、内容が変更・操作されたりすることはないという期待が生じることになる。

以上によれば、出席株主は、本件投票用紙を用いた投票以外の方法によっては議決権を行使することはできず、債務者もそれ以外の方法による議決権行使を一部の株主に認めることはできないと解するのが相当である。また、出席株主がいったん本件投票用紙を回収箱に入れた後、その記載内容を訂正することができるとしても、それは、回収完了から議場閉鎖の解除前までに限定され、遅くとも議場閉鎖の解除後は、仮に軽微かつ形式的な誤りであったとしても訂正することができないというべきである。

- ・ 本件投票用紙による議決権行使の解釈について

議決権の行使は、議案に対する株主の意見の表明であるから、厳密な意味で意思表示に当たるかどうかはともかくとして、意思表示に準じて考えるべきであって、議決権行使の有効性の判断について意思表示や代理等の民法の原則の適用を一般的に排除する理由はない。

しかしながら、本件総会においては、前記(1)のとおり、債務者が、出席株主による議決権行使の方法として、本件投票用紙を用いたマークシートによる投票という、決議要件の充足が客観的に判断可能となり、かつ、債務者が恣意的に出席株主による議決権行使の結果を操作することが困難になる方法を定めた上で、同議決権行使方法を出席株主に宣言し、出席株主も異議なく同意したものである。このように、債務者と出席株主の間でいったん合理的な採決の方法として本件投票用紙を用いた投票を行うと決定された以上、ある出席株主がした投票行動に現れた株主の意思を把握するに当たっても、上記投票用紙の記載と、その提出・不提出が持つ意味に従って解釈することが求められるという

べきである。

そもそも、出席株主による議決権の行使は、相手方のある単独行為に類する性質のものである。相手方のある単独行為においては、相手方に表意者の意思がどのように伝わったのかが重要であることから、表示行為の意味の確定にあつては客観的解釈が採用され、表意者の真意が法律行為の内容に影響を及ぼす

そうすると、本件総会において出席株主がした議決権行使（表示行為）の意味は、本件投票用紙にされたマークの記載あるいは、投票用紙の提出・不提出という事実のみによって客観的に決せられることになり、Bがマークを記入しないまま本件投票用紙を回収箱に入れた行為は、本件株主が、本件議案を含む全議案について「棄権」、すなわち議決権は行使するが賛成ではない、という意

- 債務者は、本件株主が賛否表示欄の全ての「賛成」欄に「○」を付した議決権行使書及び委任状を債務者に事前に提出したこと、会社原案に賛成の議決権行使をする旨を記載した職務代行通知書を受付に提出したこと、回収時におけるBと回収担当者とのやりとり、投票終了後におけるBの検査役への説明を根拠として、Bがマークを記入しないまま本件投票用紙を提出したことも、本件議案に対し「賛成」の意思表示を行ったものと解するのが一般的な意思表示の解釈に適うと主張する。

しかし、本件株主は、事前に、債務者に対し、委任状により本件議案を含む全議案について賛成の議決権行使をする一方で、本件総会を「傍聴」、すなわち議決権行使はしないが議場に入場して議事の内容を聞きたいとの意向を伝えていたにもかかわらず、本件総会当日、受付に出頭した代表取締役のBが「出席」を選択したことが認められ、債務者も、Bの意向に応じて、本件株主を出席株主として受け付けてシステムに記録し、Bに本件投票用紙（受付番号が記載されているもの）が同包された受付票を交付したことが認められる（前提事

実6, 7(2), 審尋の全趣旨)。

株主が会社の委任状勧誘に応じて議決権の行使を他人に委ね、会社が選んだ第三者に代理行使させることは、委任契約であるから、委任者たる株主はいつでも撤回ができる(民法651条)。このため、株主がいったん委任状勧誘に応じて事前に議決権の代理行使を委任していたとしても、当該株主本人が株主総会に出席する場合には、これにより代理権の授与が撤回され、委任状による議決権行使は無効となると解するのが相当である。そうであれば、Bが本件総会の受付で「出席」を選択した時点で、本件株主は、事前の委任状による議決権の行使を撤回したことになり、債務者も、同撤回を認めて本件株主による事前の委任状行使はなかったものとして取り扱ったものというべきである。そうすると、本件株主は、以後、事前に提出した議決権行使書及び委任状にかかわらず、Bが議場で行う議決権の行使のみによって、議案について賛否の意思を表示する権利を有し、事前の意思表示が復活することはないというべきであり、これらの事前の意思表示は、本件投票用紙による表示行為の解釈に当たっても斟酌してはならないというべきである。

なお、Bは、本件総会の受付に、本件株主の代表取締役社長が記名捺印した職務代行通知書を持参している。しかし、Bは、本件株主の代表取締役であり、対外的な関係において包括的な業務執行権限を有し、本件株主を代表して本件総会に出席し、議決権を行使する権限を有する者である(会社法349条4項、5項)。そして、職務代行通知書をもって、Bの上記包括的権限が制限されていることを証する文書とみることができないから、本件株主代表取締役社長がBに交付した職務代行通知書に、全議案について賛成の議決権を行使する旨記載されているからといって、Bの代表権が賛成の議決を行うことのみで制限されたとか、Bには棄権の権限がなかったなどと解することはできない。

以上によれば、その余について考慮するまでもなく、債務者の上記主張は理由がない。

- ・ 債務者は、Bが本件投票用紙を回収箱に入れる際の発言は、自らは議決権を行使しない旨の意向を示すものであり、これによってBは、委任状による代理権授与を撤回せず、それに従って議決権を行使させる意思を表したものと解すべきであると主張する。

5 しかしながら、本件投票用紙を用いた表示行為の解釈において、本件投票用紙へのマークの記入及び用紙の提出・不提出という客観的事実以外を斟酌することができないことは、前記・のとおりである。また、Bが本件投票用紙を回収箱に入れた際の言動は、本件総会終了後に回収担当者が検査役に対して行った説明（乙12）を斟酌しても、Bが議決権行使書を「出してる」又は「発送済み」という趣旨の発言をした上で、「どうしたらいいのかな」などと尋ね、答えに窮した回収担当者が何も言わないでいる間に投票し、「後で、番号とかで突き合わせて分かるから、いいか」と述べた、という曖昧なものであったことが認められ、およそ相手方に真意が伝わるようなものであったとはいえない。したがって、当時のBの言動をもって、代理人に議決権を行使させ、自分は議決権を行使しないという意思を表示したものとみることはできない。

15

- ・ 債務者は、仮にBが本件投票用紙にマークを記入しないまま提出する行為が棄権として取り扱われることがあったとしても、Bは本件議案に対する議決権行使に関して代表権を制限されており、債務者はBの代表権逸脱につき悪意であったから、Bの本件投票用紙による議決権行使は無効となると主張する。

20 しかしながら、職務代行通知書は、法人株主がその従業員に対し、当該法人の代理人として株主総会に出席し、そこに記載された賛否のとおり議決権を行使する代理権を与えたことを証する文書であり、職務代行通知書を持参した従業員が、ある議案について職務代行通知書の記載と異なる内容の議決権を行使した場合には、代理権の範囲の逸脱又は代理権の濫用の問題が生じるものと解される。しかし、Bは、包括的な業務執行権限を有する代表取締役副社長であり、前記・のとおり、本件株主代表取締役社長による職務代行通知書の交付

25

の事実のみをもってBの上記包括的権限が制限されたものとみることはできないのであるから、Bが職務代行通知書の記載とは異なる内容の議決権行使をしたとしても代表権の逸脱は生じない。よって、その余の点について考慮するまでもなく、債務者の前記主張は採用することができない。

- 5
- 債務者は、投票時におけるBの内心的効果意思は、本件議案に賛成の議決権行使を行うというものであるから、Bによる本件投票用紙を用いた議決権行使は、意思表示に対応する意思を欠く錯誤があり、また、Bが、集計結果確認中、本件投票用紙の記載内容をもって棄権と扱われることは自らの意図とは異なる旨を申し出たことは、錯誤取消しの意思表示を行ったものと解されると主張
- 10

しかしながら、Bは、前記・のとおり、本件投票用紙の記載や議場内アナウンスにより、本件総会においては、マークを記入しないまま本件投票用紙を提出することが棄権と評価される行為であることを認識し、「自分はマークを記載しないで提出する」という意思をもって、マークを記入しないまま本件投票

15

用紙を提出するという、客観的にみて棄権と解釈される表示行為を行ったものである。このように、Bは、いわば、棄権するという意思で棄権と評価される行為をしたものと解せられるのであり、Bに意思表示に対応する意思を欠く錯誤があったとはいえない。

- 債務者は、仮に本件株主による投票時の表示内容が「棄権」と取り扱われる
- 20
- ことがあるとしても、当該表示は、決議の成立までの間に賛成に訂正されたと主張する。

しかしながら、債務者が本件投票用紙を用いたマークシートによる投票という議決権行使の方法を選択し、議場閉鎖をして出席株主に本件投票用紙への記入をさせた以上、遅くとも議場閉鎖の解除後は議決権行使の訂正が許されない

25

ことは、前記(1)のとおりである。本件総会において、本件投票用紙の回収が終了し、議長が議場閉鎖を解除したのは、午後1時55分頃であるのに対し、B

が受付を訪れてマークを記入しないまま本件投票用紙を提出したことを告げ、本件株主の議決権行使の取扱いはどうなっているか聞きたいと申し入れたのは、議場閉鎖が解除された後の午後3時40分頃である。上記事実によれば、集計作業の終了時間や、Bが本件投票用紙を回収箱に入れて提出する際の言動、
5 あるいは回収担当者との間のやりとり等を検討するまでもなく、本件株主が投票時に行った「棄権」の表示行為を後から「賛成」に訂正することはできない
というべきである。

・ 小括

以上によれば、本件議案の採決に際しては、本件株主がマークを記入しない
10 まま本件投票用紙を提出することによって「棄権」をしていたにもかかわらず、債務者が、議場閉鎖の解除後になって、本来考慮してはならない本件投票用紙
外の事情を考慮に入れることにより、これを「賛成」の議決権行使として取り扱った結果、本件議案が可決されたものとされたのであるから、本件決議には、
決議の方法に法令に違反し、又は著しく不公正なときという瑕疵があるといわ
15 ざるを得ない。

2 争点2（本件各株式交換の法令違反）について

株式交換完全親会社は、効力発生日の前日までに、株主総会の決議によって、株式交換契約の承認を受けなければならず（会社法795条1項）、株式交換契約を承認する株主総会決議に瑕疵がある場合も、株式交換が法令に違反する場合
20 （会社法796条の2第1項）に当たるものと解される。瑕疵が取消事由（会社法831条1項1号）にとどまる場合も、取消しの訴えの確定により株式交換契約の効力発生日に遡って株主総会決議の効力が否定されるのであるから、適法な
株式交換承認決議を欠いて株式交換が行われたことになる。したがって、株式交換契約を承認する株主総会決議の取消事由は、裁量棄却（会社法831条2項）
25 が認められる可能性の高いものを除き、株式交換の法令違反に当たるものと解される。

上記1のとおり、本件決議には、決議の方法に法令違反という瑕疵がある。しかも、ここでいう決議の方法の法令違反は、前提事実9及び12のとおり、決議に重大な影響を及ぼすものであって裁量棄却が認められる可能性はないのであるから、株式交換の取消事由としての法令違反（会社法796条の2第1号）がある

5

3 争点3（債務者の株主が不利益を受けるおそれがあるといえるか）について

前提事実及び疎明資料（疎甲2）によれば、債務者の発行済株式総数（自己株式を除く。）は、令和3年3月31日時点で3002万3954株であったこと、本件各株式交換前の債務者における主たる株主の株式保有割合は、筆頭株主であるH2オリテイリングが約10.65%（320万株）、債権者が約7.69%（231万0100株）、その他の株主が約1.72%ないし約9.19%であること、本件各株式交換によって債務者が新たに発行する株式3383万4909株をH2オリテイリングが取得することとなり、債権者保有の231万0100株の株式保有割合は、約7.69%から約3.62%に低下し、その他の株主に係るものもそれぞれ低下することが認められる。

10

15

そして、当該株式保有割合の低下は、債務者の株主総会における当該株主らの議決権割合を低下させるものであると認められ、債権者を始めとする債務者の株主には、本件各株式交換により、自らの望む株主総会決議の可決の可能性の低下という「不利益を受けるおそれ」（会社法796条の2柱書）が生じたものと認められる。

20

4 争点4（保全の必要性）について

本件各株式交換により債権者が不利益を受けるおそれがあることは前記3のとおりであり、この不利益は、将来損害賠償によって解消し得る性質の不利益ではない。また、本件各株式交換の効力発生日が差し迫っており、本案判決を待っている

25

したがって、保全の必要性も認められる。

第4 結論

よって、本件の仮処分命令申立てはいずれも理由があるから、これを認容した原決定を認可することとし、主文のとおり決定する。

令和3年11月26日

5 神戸地方裁判所第3民事部

裁判長裁判官 阿 多 麻 子

裁判官 齊 ・ 一 美

10 裁判官 浦 川 剛

(別紙) 略 語 表

	イズミヤ	イズミヤ株式会社
	阪急オアシス	株式会社阪急オアシス
5	H2Oリテイリング	エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社
	H2Oグループ	H2Oリテイリング、イズミヤ及び阪急オアシスの3社
	本件各株式交換	①債務者がイズミヤとの間で令和3年8月31日締結した株式交換契約に基づく、債務者を株式交換完全親会社とし、イズミヤを株式交換完全子会社とする株式交換と、
10		②債務者が阪急オアシスとの間で同日締結した株式交換契約に基づく、債務者を株式交換完全親会社とし、阪急オアシスを株式交換完全子会社とする株式交換
	本件各株式交換契約	前項①②に係る各株式交換契約
	本件総会	令和3年10月29日開催の債務者臨時株主総会
15	本件議案	本件総会の第1号議案「当社とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件」
	本件投票用紙	本件総会の出席株主が議決権行使に使用したマークシート方式の投票用紙
	本件株主	株式会社A
20	B	本件株主代表取締役副社長管理本部長兼グループ管理部長B
	三井住友信託	三井住友信託銀行株式会社証券代行部
	ユーリンク	株式会社ユーリンク
	本件決議	本件総会における本件議案を可決する旨の決議

(別紙)

前 提 事 実

1 当事者等

・ 債権者

5 債権者は、横浜市内に本店を置き、関東圏においてスーパーマーケットを営む株式会社である。債権者は、債務者の株式231万0100株（保有割合約7.69%）を保有する債務者の株主である。

・ 債務者

10 債務者は、兵庫県伊丹市内に本店を置き、関西圏においてスーパーマーケット等を営む株式会社であり、その令和3年3月31日時点における発行済株式総数（自己株式を除く。）は3002万3954株である。債務者は、その発行する株式を東京証券取引所市場第一部に上場している。

・ 本件株主

15 本件株主は、山口県防府市内に本店を置く株式会社であり、本件総会の基準日（令和3年9月15日）時点において、債務者の株式を26万2000株、株主総会の議決権を2620個保有する債務者の株主である。

2 債権者による公開買付けの提案

20 債権者は、令和3年6月9日、債務者に対し、債務者の上場来最高値（平成4年2月10日）と同価格である1株当たり2250円を買付価格とする公開買付けを実施し、債務者を連結子会社化することを前提とした資本業務提携を提案した。

債務者は、同年7月3日、債務者の独立社外取締役4名及び独立した社外有識者1名で構成される特別委員会を設置し、同委員会に債権者の上記提案に係る取引に関する諮問を行った。

25 債権者は、同月下旬、特別委員会の質問に対する回答の中で、上記価格を買付価格とする公開買付けを実施することにより、債務者を非公開化（完全子会社化）する旨の提案をした（以下「債権者提案」という。）。

3 債務者とH2Oグループとの経営統合案

- 債務者は、平成28年10月27日、H2Oリテイリングとの間で資本業務提携契約を締結した。H2Oリテイリングは、令和3年8月31日時点において、債務者の株式320万株（保有割合約10.66%）を保有している。

5 債務者は、H2Oリテイリングとの間で資本業務提携の在り方について協議を続けた結果、①H2Oリテイリングの完全子会社であるイズミヤ及び阪急オアシスそれぞれとの間で、債務者を株式交換完全親会社、イズミヤ及び阪急オアシスをそれぞれ株式交換完全子会社とする株式交換（本件各株式交換）を行い、②債
10 債務者を吸収分割会社とし、債務者が100%出資する分割準備会社を吸収分割承継会社とする吸収分割を行い、債務者の営む一切の事業に関する権利義務を分割準備会社に承継させることによって、H2Oリテイリングが債務者を子会社化するとともに、債務者が持株会社体制に移行することにより、債務者とH2Oグループの事業を統合することとし（以下「債務者提案」という。）、同年7月17日、債務者提案についても特別委員会に諮問を行った。

15 特別委員会は、同年8月31日付で、債務者の取締役会に対し、債務者提案に係る取引の実施を勧告し、債権者提案に係る取引を実施することは勧告しない、債務者取締役会における本経営統合に係る取引の実施についての決定は、債務者の少数株主にとって不利益なものではないとの答申を行った。

- 本件各株式交換

20 債務者は、令和3年8月31日開催の取締役会において経営統合を実施することを決議し、同日、H2Oグループとの間で経営統合契約を締結した（以下「本件経営統合」という。）。また、債務者は、同日、イズミヤ及び阪急オアシスとの間で本件各株式交換契約を締結した。本件各株式交換の効力発生日は同年12月1日である。

25 4 株主総会検査役選任申立事件

神戸地方裁判所伊丹支部は、令和3年10月7日、債務者及び債権者の申立てに

より、C弁護士を本件総会の検査役に選任した（神戸地方裁判所伊丹支部令和3年・第5号，同第6号）。

5 本件総会招集

・ 招集通知

5 債務者は、令和3年10月14日、株主に対し、次のとおり本件総会の招集通知を發した。

ア 日時 令和3年10月29日午前10時

イ 場所 兵庫県伊丹市中央6丁目2番33号伊丹シティホテル3階光琳の間

ウ 決議事項

10 第1号議案 当社とイズミヤ株式会社及び株式会社阪急オアシスとの株式交換契約承認の件（本件議案）

第2号議案 当社とKS分割準備株式会社との吸収分割契約承認の件

第3号議案 定款一部変更の件

第4号，第5号議案 （略）

15 ・ 議決権の行使方法

債務者は、本件総会における事前の議決権行使の方法として、委任状による議決権行使を勧誘する一方、書面又は電子投票による議決権行使ができる旨定め、全株主に対し、議決権行使書用紙及び参考書類を送付した。議決権行使書用紙は、議決権行使書と委任状が一体になったものであり、いずれも第1号議案から第5
20 号議案それぞれについて、株主が賛否を明記できる欄が設けられていた。

債務者は、株主に対し、委任状による議決権行使を行う場合は、議決権行使書と委任状を切り離さず、両方に各議案についての賛否を記入した上で一緒に返送用封筒に入れ、令和3年10月28日午後6時までに到着するよう返信を求めた。書面による議決権行使を行う場合には、議決権行使書用紙から委任状用紙を切り
25 離し、議決権行使書のみ各議案についての賛否を記入して返送用封筒に入れ、同日午後6時までに到着するように、債務者に提出するよう返信を求めた。委任

状による議決権行使と議決権行使書等による議決権行使が重複してなされた場合は、委任状による議決権行使を有効なものとして取り扱うこととした。

6 本件株主による議決権行使書及び委任状の返送

本件株主は、議決権行使書及び委任状用紙の両方に設けられた賛否表示欄に、第
5 1号議案から第5号議案まで全て「賛成」に「○」を付け、代表取締役社長Dの署名と社長印を押印した上で、令和3年10月22日付で議決権行使書及び委任状を切り離さない状態で債務者に返送した。債務者の株主名簿管理人（三井住友信託）は、同月25日にこれを受領した。

10 本件株主は、同月27日、債務者に対し、事前に委任状を提出するが、本件総会の議事の傍聴を希望する旨連絡し、債務者はこれを了解した。

7 本件総会開始までの状況

・ 受付開始及び来場者の取扱い

15 令和3年10月29日午前9時（以下、同日の出来事は時刻で特定する。）、伊丹シティホテル2階エスカレーター前において、本件総会の受付が始まった。債務者は、事前に「傍聴」したい旨の連絡を受けた複数名の法人株主に対し、傍聴意向の有無を確認し、出席の意向を表明した来場者には、本件投票用紙と筆記具が同包されている出席票を交付し、傍聴の意向を表明した来場者には出席票を交付せず、「関係者」と記載されたプレートのついたネックストラップを交付した。

20 本件投票用紙は、議案ごとに賛成・反対・棄権の欄を設けたマークシート方式の投票用紙であり、左上部分に受付番号が記載されていた。同受付番号は、出席票交付の際に、当該株主の株主番号に紐づけて議場内集計システムに登録される。また、本件投票用紙には、上部に「賛成・反対・棄権のいずれにもご記入のない場合は、棄権として集計いたします。」「本票のご提出がない場合は不行使として集計いたします。」と印字されていた。

25 受付における本件株主の対応

Bは、本件総会の開場後開会前に受付に来場し、受付業務を担当していた債務

者代理人弁護士が応対した。Bは、議決権行使書用紙を持参しているかと尋ねられ、本件株主の者であると名乗った上で、事前に委任状を提出しているが本件総会に出席したいと述べた。Bは、株主総会受付票に本件株主の会社名及び会社住所を記載し、職務代行通知書、名刺及び提出済みの委任状の写し（ただし、委任状の作成日付欄並びに委任状及び議決権行使書の各議案に係る賛否表示欄への記入前のもの）を提出した。職務代行通知書には、本件株主代表取締役社長Dが本件総会の全議案につき会社原案に賛成の議決権を行使するに当たり、Bを職務代行者として派遣する旨の記載があった。

Bは、債務者代理人弁護士から、事前の連絡どおり傍聴する意向かと尋ねられたのに対し、傍聴ではなく出席したいと答えた。債務者は、本件株主を本件総会に出席する株主として受け付け、Bに受付票を交付した。Bは、受付票を受け取り、本件総会会場に入場した。

8 本件総会

・ 議案の採択まで

午前10時、債務者代表取締役社長Eを議長として本件総会が開会し、議案の説明及び質疑応答がなされた。午後1時40分頃、議長は、出席株主に対し、本件総会の議案に関する質疑応答を終了し、議案の採決に移ると述べ、議案の採決は本件投票用紙を用いた投票の方法による旨説明した。

議長及び事務局を担当した債務者従業員は、本件投票用紙の記入方法を説明した上、①本件投票用紙にマークを記入しないで提出した場合は「棄権」として取り扱い、②本件投票用紙を提出しない場合は「不行使」として取り扱う旨説明し、③集計に際して、「棄権」は事実上反対と同じ効果を持つことになるので、賛成でも反対でもなく、議決権の行使を希望しない株主は、本件投票用紙を提出しないで「不行使」とするよう述べた。上記説明後、議長は議場を閉鎖した。株主が投票を行っている間、議場内に上記①ないし③と同趣旨のアナウンスが複数回流された。

- ・ 議決権行使

午後1時50分頃、本件投票用紙の回収を担当した債務者従業員が、回収用の透明プラスチック製の箱を持って、着席している株主席を歩いて回り、株主に本件投票用紙を回収箱に入れてもらう形式によって順次回収した。このとき、Bは、
5 本件投票用紙に何も記入しないで回収箱に入れた。

午後1時55分頃、議長は議場閉鎖を解除し、本件投票用紙の集計のために午後3時まで休憩に入ると説明した。回収された本件投票用紙は、ユーリンク担当者に交付された。

9 集計作業

10 午後2時頃、伊丹シティホテル2階婚礼宴会承り所に設置された集計作業室において、外部委託業者が議決権行使書の集計作業を始め、午後2時05分、検査役及び同補助者が集計作業に同席した。

集計作業は、①三井住友信託担当者が、事前の委任状、議決権行使書及びインターネット等による議決権行使の結果を集計したデータを作成し、②ユーリンク担当
15 者が、当日の議場内投票により行使された議決権行使の結果を集計した上で、当日分のデータを事前行使分の集計データと統合し、統合結果を議決権行使集計結果報告書として出力する、③三井住友信託担当者が議決権行使集計結果報告書と事前行使集計結果との整合性等を再度確認する、という方法で行われた。

本件において、②の議決権行使集計結果報告書のプリントアウトが終了した時刻
20 は午後2時57分であり、午後3時までには③の作業が終了しない見込みであった。議長は、午後3時頃、議場において、休憩時間を午後4時まで延長する旨発言した。

午後3時10分頃、三井住友信託担当者が③の作業を終えた。この時点の集計結果は次のとおりであり、午後2時57分出力の議決権行使集計結果報告書から変化はなかった。午後3時20分頃、検査役らは議場に戻った。

	賛成			反対			棄権		
	株主数	行使個数	%	株主数	行使個数	%	株主数	行使個数	%
第1号	2,330	177,256	65.71	1,514	71,995	26.69	12	20,493	7.60
第2号	2,334	177,406	65.74	1,507	71,967	26.67	14	20,496	7.59
第3号	2,365	177,453	65.76	1,476	71,881	26.64	14	20,496	7.60

10 休憩中の言動

- 午後3時40分頃、Bは受付を訪れ、応対した債務者従業員に対し、マークシートを白紙で出しているが取扱いがどうなっているのか聞きたい、事務局の責任者を呼んでほしいと申し入れた。
- 午後3時45分頃、Bは、受付の真横に位置する朱雀の間において、債務者代理人弁護士同席の下、検査役及び同補助者に対し、概略次のとおり説明した。

 - 本件株主は、議決権行使書及び委任状における賛否表示欄の全ての「賛成」欄に「○」を付けて事前に返送したが、Bは、議事内容を聞くために本件総会に出席した。
 - 職務代行通知書にも「賛成」との記載をしている。
 - 議決権行使書及び委任状の「賛成」欄に「○」を付けて返送していたので、マークシートは白紙で出した。なお、マークシートを出した際、回収に来た係員に、事前に議決権行使をしたので、という旨の説明をした上で、回収箱にマークシートを白紙で入れた。
 - 白紙で出せば棄権になるというアナウンスは聞いていた。
 - 集計結果の発表までに時間がかかっているため、自分が提出したマークシートの取扱いがどうなっているか気になり、自発的に受付にいた人に聞いた。誰かに言われて受付に赴いた事実はない。
- 債務者代理人弁護士は、検査役に対し、本件株主の議決権行使内容を「賛成」として取り扱う、午後4時に本件総会を再開すると説明し、午後3時55分頃、検査役らは議場に戻った。債務者代理人弁護士は、三井住友信託担当者に対し、本件株主の議決権については全議案に賛成の投票がなされたものと取り扱うよ

う伝え、そのとおり集計がされた。

11 閉会

本件総会は、午後4時10分頃再開された。議長は、全議案について原案どおり承認可決されたと宣言し、本件議案について、賛成株主の割合は66.68パーセントである旨補足説明をした。午後4時14分、本件総会は終了した。

12 結果の公表

債務者は、令和3年11月4日、関東財務局長に対し臨時報告書を提出した。第1号議案ないし第3号議案に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数は次のとおりであった。

	賛成			反対			棄権		
	株主数	行使個数	%	株主数	行使個数	%	株主数	行使個数	%
第1号	2,331	179,876	66.68	1,514	71,995	26.69	11	17,873	6.63
第2号	2,335	180,026	66.71	1,507	71,967	26.67	13	17,876	6.62
第3号	2,366	180,073	66.74	1,476	71,881	26.64	13	17,876	6.62

10